

令和 7 年度沼津市ケアプラン点検支援業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル

【質問に対する回答】

No	分類	質問	回答
1	公募仕様書 7 業務実施上の注 意点 (1)委託業務の再 委託	「第三者への委託をすることは不可とする」とありますが、ケアプラン点検の対象者を抽出する作業（専用のソフトを用いて行う）のみ提携分析会社の専門家に依頼して実施することは可能でしょうか	対象者の抽出に関する作業能力もケアプラン点検業務に求められる技術の一つと考えます。提携先への依頼は第三者への委託となりますので不可となります。